新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」発令の対応について

　このたび、緊急事態宣言が再び大阪府にも発令されたことを受けまして、当組合職員の業務体制を当面の間、9 時～16 時と 10 時～17 時の交代制による勤務とさせていただきますが、業務は従来通り 9 時～17 時 15 分までとなっております。
なお、届出書類はできるだけ郵送にてお願いします。

※業務処理につきまして多少の遅れが生じることもあるかと思われますが、
　極力支障のないよう努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。